大臣官房統計情報部長 殿

労働基準局長 (公印省略)

毎月勤労統計調査特別調査の調査票の使用について

標記について統計法第15条第2項の規定に基づき、別記のとおり使用したいので、総務大臣に対する申請方よろしくお取り計らい願います。

1 指定統計調査の名称

『毎月勤労統計調査』(指定統計第7号を作成するための調査)

2 調査票の使用目的

1人以上4人以下の常用労働者を雇用する事業所の労働者について、1時間当たりきまって支給する現金給与の分布の実態を把握し、もって最低賃金審議会における最低賃金の決定、改正の審議に必要な基礎資料を作成することを目的とする。

3 調査票の使用者の範囲

厚生労働省大臣官房統計情報部雇用統計課技術開発係の職員

- 4 使用する調査票の名称及び範囲
- (1) 名 称 毎月勤労統計調査特別調査票(磁気テープ転写分)
- (2) 年 次 平成16年
- (3) 地 域 全国
- 5 使用する調査事項
 - イ 都道府県番号
 - 口 調査区番号
 - ハ 産業分類番号
 - 二 性
 - ホ 出勤日数
 - へ 1日の実労働時間数
 - ト きまって支給する現金給与額
- 6 使用方法

厚生労働省大臣官房統計情報部雇用統計課内において、同課技術開発係の職員が、毎 月勤労統計調査特別調査票の上記5の調査事項に係るデータを集計し、集計結果表をも とに同省労働基準局賃金時間課及び都道府県労働局賃金課室の職員が資料を作成する。 集計様式は別紙のとおり。

7 使用期間

公示の日から5週間

8 使用場所

厚生労働省大臣官房統計情報部雇用統計課内

9 結果の公表及び公表時期

集計結果は、労働基準局賃金時間課及び都道府県労働局賃金課室の内部資料並びに中央最低賃金審議会及び地方最低賃金審議会の審議資料の作成の基礎データとして使用し、原則として公開しない。

なお、集計結果を公表する必要がある場合には、調査客体が推定される状況にあると きは秘匿措置を講ずることとする。

10 転写書類等の使用後の処置

集計作業に係る中間作成物については、集計作業終了後、使用期間内に消去又は焼却する。

11 使用承認に係る事務担当者

事務担当者 城野 晴裕

所 属 厚生労働省労働基準局賃金時間課最低賃金係

電 話 03-5253-1111 (内線5530)

計算値算出上の留意事項

1 計算値単位及び端数処理について

(1)	出勤日数 ····································
(2)	1日当たり実労働時間数 ····································
(3)	各種給与(1時間当たり給与を除く)の平均値 ····································
(4)	1時間当たり給与の平均値、二十分位数、十五分位数、中位数1円 1円未満を四捨五入して求める。
(5)	推計労働者数1人
(6)	調査労働者数
(7)	累積比率 ····································

2 1時間当たり平均給与の計算

$$\overline{X} = \frac{\sum_{i=1}^{t} \frac{Wi}{Ti} \cdot ri}{\sum_{i=1}^{t} ri}$$

X: 1時間当たり平均給与

i : i番目の労働者

Wi: i番目の労働者の1ヶ月間きまって支給する現金給与

Ti: i番目の労働者の1ヶ月間の実労働時間数

(出勤日数×1日の実労働時間数)

t: 各集計区分ごとの調査労働者数

ri: i番目の労働者の復元倍率

3 特性値の計算

以下(1)~(4)において特性値が500円未満の級に属する場合は、300円から500円を級間隔10円の級に、1400円から1800円の級に属する場合は級間隔100円の級に、1800円から5000円の級に属する場合には200円の級に区切り同様に計算する。

(1) 第1・二十分位数

$$G_1 = a + \frac{\frac{1}{20}N - F_{-1}}{f}C$$

N:全労働者数

a: Giの属する級の下限界値

F-1: G1の属する級の1つ前の級までの累積労働者数

f: G₁の属する級の労働者数C: G₁の属する級の級間隔

この式により計算できない場合は別途指示するところによる。

(2) 第1・十五分位数

$$E_1 = a + \frac{\frac{1}{15}N - F_{-1}}{f}C$$

N:全労働者数

a: E1の属する級の下限界値

F-1: E1の属する級の1つ前の級までの累積労働者数

f: E₁の属する級の労働者数 C: E₁の属する級の級間隔

この式により計算できない場合は別途指示するところによる。

(3) 第1・十分位数

$$D_{1} = a + \frac{\frac{1}{10}N - F_{-1}}{f}C_{i}$$

N:全労働者

a: D1の属する級の下限界値

F-1: D1の属する級の1つ前の級までの累積労働者数

f: D₁の属する級の労働者数C: D₁の属する級の級間隔

この式により計算できない場合は別途指示するところによる。

(4) 中位数

$$MD = a + \frac{\frac{1}{2}N - F_{-1}}{f}C$$

N:全労働者数

a:MDの属する級の下限界値

F-1: MDの属する級の1つ前の級までの累積労働者数

f:MDの属する級の労働者数 C:MDの属する級の級間隔

この式により計算ができない場合には、別途指示するところによる。

4 累積比率の計算

全労働者

$$M_{k} = \frac{L_{k}}{L}$$

$$L = \sum_{i=1}^{31} l_i = L_{31}$$

$$L_k = \sum_{i=1}^k l_i$$

L_k : k 番目の賃金階級累積労働者数

li: i 番目の賃金階級の労働者

$$k = 1 \sim 31$$

5 集計対象労働者の範囲

労働者については、1時間あたりのきまって支給する現金給与額が300円以上5000円未満の労働者を集計する。

第1表 産業別・性別1時間当たり賃金階級別労働者分布(全国計)

	区 分			産業	 		D 鉱業		Е	建設	ŧ	F	製造業		
				計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
学	會働者和	総人数	(人)												
	1		(%)		1										
İ		500 P	円未満			ļ .		ľ			1			ĺ	
	İ .	520	"		1	.	1								
賃		540	<i>''</i>				l								
4	i .	560	<i>''</i>	}		1				<u> </u>				·	
ما		570	// 		,				ŀ					ŀ	1
金	l	580	// 		Į i	ľ]				,				•
DEE	1	590 600	 		'				1						
階		610	<i>''</i>												
, T		620	<i>"</i>		ŀ										
級	1	630	<i>''</i>				ì								
۱		640	;; ;;		ĺ '	1			ļ						
別	1	650	<i>II</i>					ĺ							
	ĺ	660	"												
労		670	<i>II</i>		ļ			i					,		
۱	ì	680	//]		[1		ļ						
働	l	690	<i>II</i>				ļ	1	ĺ	,					
۱	1	700	<i> </i>		l I	ľ	1				}				
者	1	710	//						l					,	
_		720	<i>II</i>]				ļ		ļ. ,				
累	i .	750	"	·											
١		800	<i>!!</i>			l	ĺ			İ '					
積	i	850	"] .		ļ						
1		900	"												
比	1	950	"		(1			ļ			·			
		1000	<i>II</i>			1	1	ĺ							
率		1100	// 	1						1					
] .	1200	"			1		_							
		1300	// //]			1			}	}				,
		1400 1400 円					J								
\vdash	量 1	'400	<u> </u>	 	<u> </u>			 			<u> </u>			 	
特	第 1	· + ‡	7. 位数7. 分位数				1		1						
	第 1	• +	- ハ 位 数 分 位 数		J	}					ļ	,	[1	
一值	166	位	为一数	1				ļ	1	[]	
"-	第1 第 1 中平	匀 給	- 分位数 分位数 分				ĺ								

(注)下限300円 上限5000円

第2表 都道府県別・産業別・性別1時間当たり賃金階級別労働者分布

<u> </u>	<u>節府県</u> 区 分		———— T 產業			 F 製造	——— 業	(H4	情報通 1映像・音 情報制作	音声•	J	卸売・小		M		——- 宿泊業	N	医療,	福祉	l (1 1	サービス はに分類で いもの)	きれ
		計	男	女	랆	男	女	計	男	女	計	男	女	8 1	男	女	計	男	女	計	男	女
	働者総人数(人)		-		ļ																	
	(%)		1	ł			1	ļ			[ľ	ļ					
	500 円未満			İ	1					l	1			1				1	J		:	
	520 "									ļ				1		ľ		ļ		ł		
	540 "		1		1			1	ł		1		l	1			[1		ļ		
	560 "			1	1.	ľ]	j				1	1		l]	1			!		
	570 "		ľ	1				ì	ļ				ļ				ľ					
	580 "				1		ľ			i	ļ			ĺ	ļ			ľ	}			
賃	590 "		1					ļ				ľ]	ļ		1	l			l	 -	
金	600 "				1	}			[}]		1]			ĺ	1			
317	610 "		1				l]	1	1	ĺ	ļ			1		1			İ		
階	620 "			1	1				l	J			ĺ						1			
eπ	630 "					ĺ		1			l] '	1		Ĭ					l	1	
級	640 "		1	}	1	1		1	1			,	ļ			ļ	ĺ	1		1	[.	
別	650 "						ł			ĺ	1				l				i	J		
	660 "		ì		1		1	}				ĺ							ļ.		ł .	
労	670 "				1				ĺ	ł				ľ								
働	680 "		1 .				ļ	1							1					1	}	
	690 "								1	1		1	ĺ	ŀ				ł	J		!	
者	700 "					Ì] ,]			ļ						1		l		
累	710 "		1	ł					l				ł	ļ		1	ĺ					
	720 "					l	ļ			1	ł					ļ				ł		
積	750 "		i .	1			Ĺ	ľ	ļ				ļ					,			i	
比	800 "				ĺ				\ \	i				1	ļ			1		ļ	l	
	850 "		}										ļ				ł		1		i	
率	900 "				1]			ĺ						ļ			İ				
	950 "		}				ł	ļ			ĺ		ļ			ľ	ļ)	
	1000 "			i	1				ł	J			ĺ	}				l		1		İ
	1100 "					ľ					l		ļ		i	l		ļ	ļ	}		
	1200 "		1	}				Ϊ	l		ļ			}			ĺ	Į			Ĺ	! [·
	1300 "						ļ	Ì		ĺ	1				ł					ļ		
	1400 "		1						}			ĺ				ļ]			1	
	1400 円以上				1					ł]				}				1]		
_	第1・二十分位数	_	1				<u> </u>	 			 		<u> </u>		-	 	 	 	<u> </u>		\vdash	
					1				1	l				} .				ĺ				
性	第1・十五分位数 第1・十分 位数]				ł				ĺ					ł					l	
値	中 位 数			1	ļ				}					1		1		}				
	平均給与額					l	1		1	1	ļ	1	1	l	ł	1	1	1	1	1		l

(注)下限300円 上限5000円

第1表 集計産業(全国)

産業計 鉱業 建設業 製造業 09・10 食料品,飲料・たばこ・飼料 11 繊維 衣服・その他の繊維製品 12 木材·木製品 13 家具・装備品 14 パルプ・紙・紙加工品 15 印刷・同関連 16 化学 17 石油製品 · 石炭製品 18 プラスチック製品 19 ゴム製品 20 なめし革・同製品・毛皮 21 窯業•土石製品 22 鉄鋼 23 非鉄金属 24 金属製品 25 一般機械器具 26 電気機械器具 27 情報通信機械器具 28 電子部品・デバイス 29 輸送用機械器具 30 31 精密機械器具 32 武器・その他 電気・ガス・熱供給・水道業 情報通信業 映像・音声・文字情報制作業 41 運輸業 道路貨物運送業 44 卸売・小売業 49~54 卸売業 55~60 小売業 各種商品 55 織物・衣服・身の回り品 56 飲食料品 57 家具・じゅう器・機械器具 59 その他 60 金融・保険業 不動産業 飲食店,宿泊業 70~71 飲食店 72 宿泊業 医療,福祉 73~74 医療 - 保健衛生 社会保険・社会福祉・介護事業 教育,学習支援業 複合サービス事業 サービス業 (他に分類されないもの) 洗濯・理容・浴場 82 自動車整備 86 専門サービス 80 90 その他の事業サービス

第2表 集計産業(都道府県別)

産業計
製造業
情報通信業(映像・音声・文字情報制作業)
卸売・小売業
飲食店,宿泊業
医療,福祉
サービス業(他に分類されないもの)

第1表 産業別・性別1時間当たり賃金階級別労働者分布(全国計)

	産業計			D			E			F		•	F09-10			F11			F12		
貴金階級	全労働者	男性	女性	全労働者	男性	女性	全労働者	男性	女性	全労働者	男性	女性	全労働者	男性	女性	全労働者	男性	女性	全労働者	男性	女'
							<u>, — — </u>		,	·						<u> </u>				-	
					_	-			_												
	F13	. -	_	F14			F15	-		F17			F18		_	F19			F20		
		男性	女性	全労働者	男性	女性	全労働者	男性	女性	全労働者	男性	女性	全労働者	男性	女性	全労働者	男性	女性	全労働者	男性	女'
賃金階級	王万制名	73 1.		1			1 1												1		
賃金階級 	至方関名	力 压					<u> </u>					1		<u>L</u>		-		<u> </u>			<u> </u>
賃金階級	三万製石	<i>7</i> 11					<u> </u>			·	·					-					<u> </u>
賃金階級	王力 脚 4	771		F22			F23			F24			F25			F26			F27		
				F22 全労働者	男性	女性	F23 全労働者	男性	女性	F24 全労働者	男性	女性	1 1	男性	女性	F26 全労働者	男性			男性	女
	F21			!	· — ·	女性	<u> </u>	男性	女性	} ,	男性	女性	1 1	男性	女性		男性			男性	女
	F21			!	· — ·	女性	<u> </u>	男性	女性	} ,	男性	女性	1 1	男性	女性		男性			男性	女
	F21			!	· — ·	女性	<u> </u>	男性	女性	} ,	男性	女性	1 1	男性	女性					男性	女

第2表 都道府県別・産業別・性別1時間当たり賃金階級別労働者分布

	-	産業計			F			H(H41)			J			М			N			Q.		
都道府県別	賃金階級	全労働者	男性	女性	全労働者	男性	女性	全労働者	男性	女性	全労働者	男性	女性	全労働者	男性	女性	全労働者	男性	女性	全労働者	男性	女性
		- -															_					